



埼玉県報

第2154号

平成22年2月2日

火曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業豊里東部地区\(畑地帯総合農地整備事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [急傾斜地崩壊危険区域の指定\(河川砂防課\)](#)
- [捜査支援用パソコン等の賃貸借に係る落札者の公示\(会計課\)](#)
- [国道二百五十四号の供用の開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道菅谷寄居線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道平方東京線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する入札公告\(水道施設課\)](#)

告 示

埼玉県告示第百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みのり
- 三 代表者の氏名
増井 優子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市小淵八百六十四番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者・障害児とその家族等に対して、障害者自立支援法に基づき、より充実した社会生活を営む為の生活支援に関する事業を行い、又、健全で豊かな地域社会の確立並びに社会福祉全体の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Sport夢クラブ
- 三 代表者の氏名
田口 嘉章
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡白岡町大字高岩一〇二六番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、スポーツ活動経験豊富な者の協力を得てあらゆる年代においてスポーツに親しむことができる環境の整備を行い、地域住民の健康の維持・増進を目指すとともに、青少年の健全育成を図り、活力ある地域社会の確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百三十三号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保字桑木入一五〇四の一・一五〇四の二・字山神沢一五〇五・一五〇六の一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、一五〇六の二、一五〇七から一五一〇まで、字水ナシ一五一一から一五一五まで、字牛八ミガラン一五一六から一五一九まで、字牛八ミ大平一五二〇（次の図に示す部分に限る。）、字牛八ミ屋敷入一五二一、一五二二、字牛八ミゴウロ一五二三（次の図に示す部分に限る。）、一五二四の一、一五二四の五から一五二四の八まで、一五二四の一〇、一五二四の一、一五二四の一三から一五二四の一九まで、字大沢一五四〇の一から一五四〇の三まで、一五四一、字イタトツパ一五四二、一五四三、一五四六、字マサイ滝平一五四七から一五五四まで、字ヤケ山一五五五から一五五八まで、字ガツケノ沢一五六四の一・二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第百三十四号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保字イタツバ一五四四、一五四五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (四) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第百二十五号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秩父市中津川字ウズノ四六七から四七〇まで、四七一の一、五六四の一、五七四の一、五七五、字上工山四七六、四七七、字ノクノソリ四七八の一、字若沢口四七九の一（次の図に示す部分に限る。）、字若沢四八〇の一、四八〇の二、四八一、四八二、四八四、四八五の一、四八五の二、字ナガ川原四八七の一、四八八の一、字王冠四八九の一（次の図に示す部分に限る。）、四八九の三、四九〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字カマクラ沢四九一、四九二、字ムジナ沢四九三、四九四の一から四九四の三まで、字ガク沢四九六、四九九から五〇六まで、五〇七の一、字小倉五〇八の一、五〇九の一（次の図に示す部分に限る。）、字新平沢五一〇から五一六まで、字横岩五一七の一、五七三の一、五七三の三、字大山沢五二四・五三〇・五三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字ホトノ久保五二五、字アサガラウツ五二九、字湯立沢五三三、字小品沢五三三、字大若沢五三四の一、五三四の二、五三五、字上山五六五の一、五六六の一（次の図に示す部分に限る。）、五六六の四から五六六の六まで、字鎌倉沢五六七の一、五六七の三、字猪沢五六八、五六九、字学沢五七〇の一、五七〇の三から五七〇の五まで、五七一の一から五七一の三まで、字新兵衛山五七二の一、五七二の三、五七二の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（ 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第百二十六号

県営土地改良事業豊里東部地区（畑地帯総合農地整備事業）の工事を平成二十一年三月四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県飯能県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

埼玉県知事 上田清司

一 上名栗西地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	飯能市	上名栗	石神向	一七四〇番二 地先
二	同	同	同	一七四一番一
三	同	同	同	一七四一番一
四	同	同	同	三四一七番一
五	同	同	同	三四一七番一
六	同	同	同	一七三六番
七	同	同	同	一七四〇番五
八	同	同	同	一七四〇番五
九	同	同	同	一七四〇番二

告 示

埼玉県告示第百二十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
捜査支援用パソコン等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3
丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年12月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
32,602,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年10月23日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

路 線 名	二百五十四号
供用開始の区間	比企郡嵐山町大字平沢字後谷六九 一番一地从先から同郡同町大字志賀 字水境一七八五番一地从先まで
供用開始の期日	平成二十二年二月二日
備 考	平成二十年十一月二十一日 埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第百五十四 号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長九三九・八〇メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蜻蛉橋一九一番一地先まで	比企郡嵐山町むさし台二丁目三四番二地先から同郡同町大字志賀字	区 間
一三・〇〇〃 三〇・七三	一〇・四九〃 三〇・七三	敷地の幅員 (メートル)
一五四・七八		延 長 (メートル)
地方特定道路(交通安全)整備工事		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 平方東京線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
地 先 地 先 まで	八 潮 市 大 曾 根 二 五 四 番 地 七 地 先 から 同 市 大 曾 根 二 七 二 番 地 一	区 間
一 〇 ・ 一 七 〃 二 二 ・	八 ・ 八 〃 一 四 ・	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
	一 二 〇 ・	延 長 (メ ー ト ル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十年九月十七日

指令飯整第二〇〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十六日

第二一〇一五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字西戸字前原六六五一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一〇四一

鎌北建設株式会社 代表取締役 鎌北龍児

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令川建セ第二一〇〇九三一号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十九日

第二一〇一六二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字能増字大松六三七 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪一〇三三二 二 メゾネットクララB一〇二

木元 千恵

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令川建セ第二一〇一三九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十九日

第二一〇一六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字小新井字屋敷一〇四 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鴻巣市赤見台四丁目四番三 二〇二号 アイエスコープラスB

小林 昌広

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十七日

指令越建セ第一九〇二一七一号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十七日

第三八二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目一〇八九―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町杉戸四丁目一番三号

米山 市雄

告 示

埼玉県公営企業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年二月二日

埼玉県公営企業管理者 樋 口 和 男

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

以下の物品ごとに入札に付する。

ア 水道用ポリ塩化アルミニウム 9,672 トン

イ 水道用液体塩素 916 トン

ウ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,879 トン

エ 水道用液体苛性ソーダ 1,175 トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで(詳細は、入札説明書による。)

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場ほか 4 浄水場（詳細は、入札説明書による。)

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 20 年 8 月 1 日）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であるこ

と。

- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局
水道施設課水質担当 東出 大輔 電話 048-830-7071 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

- (3) 入札書受付期間

ア システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年3月26日(金)午後5時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年3月26日(金)午後5時まで(必着)。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室
なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

(ア) 水道用ポリ塩化アルミニウム 平成22年3月29日(月)午前10時

(イ) 水道用液体塩素 平成22年3月29日(月)午前10時20分

(ウ) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 平成22年3月29日(月)午前10時40分

(エ) 水道用液体苛性ソーダ 平成22年3月29日(月)午前11時

- (5) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局
財務課契約担当 電話 048-830-7035 (直通)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成 22 年 2 月 26 日 (金) 午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) システムを利用する場合

システムから確認申請する。

(イ) 紙媒体の入札書を郵送する場合

3 (1) の場所に郵送 (書留郵便又は簡易書留) により提出する。

イ 入札者は、3 「入札書の提出場所等」 に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話 048-830-5775（直通）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased:

a) Polyaluminium Chloride 9,672 tons

b) Liquefied Chlorine 916 tons

c) Sodium hypochlorite 1,879 tons

d) Sodium hydroxide 1,175 tons

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system: 5:00 p.m. 26, March, 2010. (Tendering by registered mail must be received by 5:00 p.m. 26, March, 2010)

(3) Contact point for notice:

Waterworks Facilities Division, Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-14-21, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-7071